

特定の分野に係る育成就労制度運用要領

－資源循環分野の基準について－

令和8年10月

法務省・厚生労働省・環境省編

(制定履歴)

令和8年10月9日公表

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」(令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度(以下「育成就労制度」という。)の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、資源循環分野についても「資源循環分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、資源循環分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき資源循環分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等(令和8年環境省告示第37号。以下「告示」という。)において、資源循環分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、資源循環分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乘せ基準等	13
第4 育成・キャリア形成プログラム	22
第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	23

第1 育成就労外国人が従事する業務

【関係規定】

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一

二

(育成就労)

育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。

イ 業務区分(従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。)に属するものであること。

ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。

二～九 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時まで技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

(1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時までに育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の

義務であり、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人に限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針(抜粋)

第三 育成就労制度に関する事項

2 育成就労外国人の育成に関する事項

資源循環分野の廃棄物処分業(中間処理)の業務区分においては、主たる技能として廃棄物処分業(中間処理)を設定する。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連する業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、資源循環分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

資源循環分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする(第二2(1)参照)。

【主たる技能及び必須業務】

- 資源循環分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、別紙の育成就労計画審査基準を参照してください。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

- 資源循環分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に記載のとおりです。
- 資源循環分野における廃棄物処分業(中間処理)の業務区分は一般廃棄物処分・産業廃棄物処分のどちらの業務も対象としています。

【相談窓口】

- 育成就労外国人を受け入れようとする場合に当該育成就労外国人に従事させようとする業務が資源循環分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

資源循環分野 特定技能・育成就労協議会

電話:044-578-1920

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 (略)
- 二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
- 三 (略)
- 四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針(法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。)で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

- 一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。
- 二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 イ～ホ (略)

へ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このへ及び次号において同じ。)に置かれた就労のための課程(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このへ及び次号において同じ。)において履修する授業科目の授業時間数(育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト(略)

八 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数(育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(主務省令で定める評価)

第14条 法第九条第一項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間(法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二 (略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時までには技能検定(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。)基礎級又は相当する育成就労評価試験(育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。)により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

(3)育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以

上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時まで当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

資源循環分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

資源循環分野育成就労評価試験（初級）

イ 日本語能力水準

上記1(1)①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

資源循環分野特定技能1号評価試験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項

(1)本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

資源循環分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

資源循環分野育成就労評価試験(初級)

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2)転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。(以下、略)

(3)1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率(所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率も考慮する。)を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

○ 育成就労外国人として資源循環分野の業務に従事する場合には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上の合格
- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講

○ 資源循環分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。

○ 主たる技能を「廃棄物処分業(中間処理)」とする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験

の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験初級に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(技能を修得しようとする業務に従事するまで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 資源循環分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表(本人意向の転籍時)に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 資源循環分野における転籍制限期間は2年です。
- 1年を超える転籍制限期間を設定する場合の待遇向上策として、法第54条に基づき環境大臣が設置する資源循環分野に係る分野別協議会(以下「分野別協議会」という。)において設定・公表する昇給率以上の昇給を行う必要があります。

【確認対象の書類】

＜本人意向の転籍時＞

- ・ 本要領別表「技能水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表「日本語能力水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1―2号)の写し

第3 上乘せ基準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があつた場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準)

第15条 法第九条第一項第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 (略)

告示

（育成就労の内容の基準）

第1条 資源循環分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が次のいずれにも該当する者であることとする。

- 一 資源循環分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）による優良機関認証を受けた者であること。
- 二 次のいずれかに該当する者であること。

イ～レ（後述）

（育成就労を行わせる体制の基準）

第2条 資源循環分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 資源循環分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 資源循環分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 資源循環分野における育成就労外国人の受入れに関し、環境大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

基本方針（抜粋）

第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

（3）育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（2）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（3）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者が別添のいずれかに該当する者であること。
- ② 育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。

③ 育成就労の協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

④ 環境省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

別添(第二2及び第三4関係)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第7条第6項ただし書の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚生省令第35号)第2条の3第1号及び第2号で定める者を含む。)、廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者又は廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者又はこれに相当する者
- 2 廃棄物処理法第9条の8第1項又は第15条の4の2第1項に規定する再生利用認定業者
- 3 廃棄物処理法第9条の9第1項又は第15条の4の3第1項に規定する広域的処理認定業者又はその委託を受けて当該認定に係る処理(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施する者(廃棄物処理法第9条の9第2項第2号又は第15条の4の3第2項第2号に規定する者である者に限る。)
- 4 廃棄物処理法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項に規定する無害化処理認定業者
- 5 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第16条第1項に規定する認定特定事業者、同法第21条第1項に規定する指定法人(以下8において「指定法人」という。)又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の再生に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、同法第15条第2項第6号に規定する者である者に限る。)
- 6 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第23条第1項の認定を受けた製造業者等、同法第32条に規定する指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、同法第23条第2項第2号に規定する者である者に限る。)
- 7 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第11条第1項に規定する認定事業者又はその委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施する者(同法第11条第4項第1号に規定する認定計画に記載された同法第10条第2項第6号に規定する者に限る。)
- 8 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第32条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の

再商品化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を実施する指定法人又はその再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者

- 9 プラスチック資源循環促進法第34条第4項第1号の認定に係る再商品化計画（以下「認定再商品化計画」という。）に従って分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者（認定再商品化計画に記載された第33条第2項第6号に規定する者に限る。）
- 10 プラスチック資源循環促進法第40条第1項に規定する認定自主回収・再資源化事業者又はその委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施する者（プラスチック資源循環促進法第40条第4項に規定する認定自主回収・再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第39条第2項第5号に規定する者に限る。）
- 11 プラスチック資源循環促進法第49条第1項に規定する認定再資源化事業者又はその委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施する者（プラスチック資源循環促進法第49条第4項に規定する認定再資源化事業計画に記載されたプラスチック資源循環促進法第48条第2項第6号に規定する者に限る。）
- 12 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）第12条第1項に規定する認定高度再資源化事業者若しくはその委託を受けて再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施する者（同法第12条第3項に規定する認定高度再資源化事業計画に記載された同法第11条第2項第6号に規定する者に限る。）又は同法第17条第1項に規定する認定高度分離・回収事業者

1. 育成就労外国人の雇用形態

- 直接雇用に限られます。
- 資源循環分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

- 育成就労の内容及び育成就労を行わせる体制の基準として、規則第13条第2項第9号及び第15条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

(1) 育成就労の内容の基準に関するもの

告示
（育成就労の内容の基準）

第1条 資源循環分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が次のいずれにも該当する者であることとする。

一 資源循環分野に係る分野別協議会(外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)による優良機関認証を受けた者であること。

二 次のいずれかに該当する者であること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第七条第六項の許可を受けた者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第二条の三第一号若しくは第二号に掲げる者

ロ 廃棄物処理法第九条の八第一項又は第十五条の四の二第一項の認定を受けた者

ハ 廃棄物処理法第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて、当該認定に係る廃棄物の処分(再生することを含む。以下同じ。)を業として行う者を含む。)

ニ 廃棄物処理法第九条の十第一項又は第十五条の四の四第一項の認定を受けた者

ホ 廃棄物処理法第十四条第六項の許可を受けた者

ヘ 廃棄物処理法第十四条の四第六項の許可を受けた者

ト 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。)第十五条第一項の認定を受けた特定事業者(容器包装再商品化法第十一条第三項に規定する特定事業者をいい、その委託を受けて、当該認定に係る分別基準適合物(容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物をいう。チにおいて同じ。)の再商品化(同条第八項に規定する再商品化をいう。チにおいて同じ。)に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の再生に該当するものに限る。チにおいて同じ。)を業として実施する者を含む。)

チ 容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人(その委託を受けて、分別基準適合物の再商品化に必要な行為を業として実施する者を含む。)

リ 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等をいい、その委託を受けて、当該認定に係る特定家庭用機器廃棄物(同法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。ヌにおいて同じ。)の再商品化等(同条第三項に規定する再商品化等をいう。ヌにおいて同じ。)に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処分に該当するものに限る。ヨを除き、以下同じ。)を業として実施する者を含む。)

- ヌ 特定家庭用機器再商品化法第三十二条に規定する指定法人(その委託を受けて、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を業として実施する者を含む。)
- ル 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第十条第三項の認定を受けた者(その委託を受けて、当該認定に係る使用済小型電子機器等(同法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等をいう。))の再資源化(同条第三項に規定する再資源化をいう。))に必要な行為を業として実施する者を含む。)
- ヲ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物(プラスチック資源循環促進法第二条第七項に規定する分別収集物をいう。以下このヲにおいて同じ。))の再商品化(同条第八項に規定する再商品化をいう。以下このヲにおいて同じ。))に必要な行為を実施する指定法人(容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。))の委託を受けて、分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者
- ワ プラスチック資源循環促進法第三十四条第四項第一号に規定する再商品化実施者
- カ プラスチック資源循環促進法第三十九条第三項の認定を受けた者(その委託を受けて、当該認定に係る使用済プラスチック使用製品(プラスチック資源循環促進法第二条第二項に規定する使用済プラスチック使用製品をいう。))の再資源化(同条第五項に規定する再資源化をいう。ヨにおいて同じ。))に必要な行為を業として実施する者を含む。)
- ヨ プラスチック資源循環促進法第四十八条第三項の認定を受けた者(その委託を受けて、当該認定に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等(プラスチック資源循環促進法第二条第九項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等をいう。))の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の処分に該当するものに限る。))を業として実施する者を含む。)
- タ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。)第十一条第一項の認定を受けた者(その委託を受けて、当該認定に係る再資源化(再資源化事業等高度化法第二条第一項に規定する再資源化をいう。))に必要な行為を実施する者を含む。)
- レ 再資源化事業等高度化法第十六条第一項の認定を受けた者

○ 資源循環分野に係る育成就労実施者は、以下の1及び2のいずれにも該当することが必要です。

1. 資源循環分野に係る分野別協議会による優良機関認証を受けること
2. 以下の①～②⑥のいずれかに該当すること(なお、いずれも、廃棄物処分(中間処理)に関する業務を行っていることが必要です。)

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に規定

する一般廃棄物処分業者

- ② 廃棄物処理法に規定する再生利用認定業者
- ③ 廃棄物処理法に規定する広域的処理認定業者
- ④ 広域的処理認定業者の委託を受けて廃棄物の処分を行う者
- ⑤ 廃棄物処理法に規定する無害化処理認定業者
- ⑥ 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処分業者
- ⑦ 廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物処分業者
- ⑧ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装再商品化法」という。)に規定する認定特定事業者
- ⑨ 容器包装再商品化法に規定する認定特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為を実施する者
- ⑩ 容器包装再商品化法に規定する指定法人
- ⑪ 容器包装再商品化法に規定する指定法人の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為を実施する者
- ⑫ 特定家庭用機器再商品化法に規定する製造業者等
- ⑬ 特定家庭用機器再商品化法に規定する製造業者等の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施する者
- ⑭ 特定家庭用機器再商品化法に規定する指定法人
- ⑮ 特定家庭用機器再商品化法に規定する指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施する者
- ⑯ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「使用済小型電子機器等再資源化法」という。)に規定する認定事業者
- ⑰ 使用済小型電子機器等再資源化法に規定する認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を実施する者
- ⑱ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)に規定する指定法人の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する者
- ⑲ プラスチック資源循環促進法に規定する認定再商品化計画に記載された再商品化実施者
- ⑳ プラスチック資源循環促進法に規定する認定自主回収・再資源化事業者
- ㉑ プラスチック資源循環促進法に規定する認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて、使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を実施する者
- ㉒ プラスチック資源循環促進法に規定する認定再資源化事業者
- ㉓ プラスチック資源循環促進法に規定する認定再資源化事業者の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を実施する

者

- ②④ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下「再資源化事業等高度化法」という。)に規定する認定高度再資源化事業者
- ②⑤ 再資源化事業等高度化法に規定する認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を実施する者
- ②⑥ 再資源化事業等高度化法に規定する認定高度分離・回収事業者

- 資源循環分野では、分野別協議会が、育成就労外国人受入れのため、分野別協議会への加入を希望する機関に対して、書面又は実地による確認(優良機関認証)を実施します。この確認は育成就労外国人の受入れ前及び受入れ後も定期的に行い、優良機関として認証されなかった場合は、上記1に該当しないこととなり、基準に適合しないこととなります。

この確認では、当該機関の労働安全衛生に関する取組状況が一定の要件(安全衛生委員会・安全協議会等の体制を設け活動をしていること、リスクアセスメントを実施していること等)を満たしているかなどを確認しますが、具体的な確認事項については分野別協議会において設定します。詳細は、「資源循環分野 外国人材受入れ支援サイト」のホームページを参照してください。

(URL: <https://www.s-frc.jp/>)

- 資源循環分野において継続して育成就労外国人を受け入れる場合は、業許可等の更新などにより上記2に該当し続けることが必要であり、該当しなくなった場合は、基準に適合しないこととなります。

【確認対象の書類】

- ・ 分野別協議会の構成員であることの証明書(以下「資源循環分野特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書」という。)

(2) 育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 資源循環分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 資源循環分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 資源循環分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 資源循環分野における育成就労外国人の受入れに関し、環境大臣又はその委託を受け

た者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

- 育成就労実施者は、資源循環分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、分野別協議会に加入している必要があります。
- 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、資源循環分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。育成就労実施者は、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。
- 育成就労実施者は、資源循環分野における育成就労外国人の受入れに関し、環境大臣又は分野別協議会を含むその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取、その他業務に対して必要な協力を行う必要があります。
- 育成就労実施者が、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。
- 分野別協議会に関する問合せ先については、資源循環分野 外国人材受入れ支援サイトを参照してください。
(URL : <https://www.s-frc.jp/>)

【確認対象の書類】

- ・ 資源循環分野特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書

第4 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針(抜粋)

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1)特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

環境省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る必要な技能・知識等を内容とする資源循環分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。))」を策定する。

資源循環分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとする 것을 基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業)
- ② 修得する専門技能
- ③ キャリアアップに向けた経験(現場管理等)

- 資源循環分野における育成・キャリア形成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとする 것을 基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル(求められる役割・作業)
- ② 修得する専門技能
- ③ キャリアアップに向けた経験(現場管理等)

- 資源循環分野における育成・キャリア形成プログラムは、環境省及び資源循環分野外国人材受入れ支援サイトのホームページに掲載されます。

第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 資源循環分野において、技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験はありません。